

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「（仮称）西海江島
洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年3月19日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）西海江島
洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューア
ブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 長崎県西海市崎戸町江島の沖合
- ・ 原動力の種類 : 風力（洋上）
- ・ 出 力 : 最大240,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年12月25日
環境大臣意見受理	平成30年 3月 2日
経済産業大臣意見	平成30年 3月19日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、岡田
電話03-3501-1742（直通）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

「（仮称）西海江島洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

- ① 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- ② 対象事業実施区域の設定に当たっては、環境影響評価の適切な実施等により環境保全と両立した事業の円滑な実施の観点から、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」によりゾーニングを検討している長崎県西海市との情報共有、意見交換等を積極的に実施し、得られた有益な知見等を適切に事業内容に反映させること。

（2）基礎形式及び工法の選定

事業実施想定区域の海底地質は、そのほとんどが礫又は岩石で構成されており、選定が想定される基礎形式及び工法ごとに、その環境影響は異なると考えられる。このため、方法書以降の手続においては、適切な基礎形式及び工法を選定した上で、その環境影響に係る調査、予測及び評価を実施し、影響を回避又は極力低減すること。

またその際、掘削や杭打を伴う基礎形式及び工法を採用する場合には、工事による水中音の発生による海生生物への影響等に留意すること。

（3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

（4）最新の知見の反映

水の濁り、水中音の発生、基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在による付着生物等による影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、調査、予測及び評価の実施、本事業の計画並びに環境保全措置の実施の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。

（5）事業計画の見直し

2.（1）及び（2）により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2. 各論

（1）騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備等が設置される場合には、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（2）風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備が設置される場合には、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（3）鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、ハチクマ等の渡り鳥の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、地域特性上重要と考えられる渡り鳥等の鳥類について、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（4）海生生物に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第4回調査（干潟・藻場・サンゴ礁調査）において浅海域に藻場の存在が確認されており、本事業の実施に伴い、これらの藻場等に生息・生育する海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、藻場等の海生生物の生息及び生育基盤が存在する区域を明らかにした上で、藻類等の繁茂状況を踏まえて、藻場等の改変を回避又は極力低減すること。また、工事中における水の濁り等による藻場等に生息・生育する海生生物への影響が懸念されることから、それらの海生生物に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずること。

また、基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在による付着生物等並びに工事中及び供用中の水中音の発生による海生生物への影響等について、必要に応じて最新の知見を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、適切な保全措置を講ずるとともに、影響に関するモニタリング等を実施すること。

（5）景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、江島の島内の主要な眺望点として「遠見岳」及び「碁石ヶ浜」が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観

への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観については、関係地方公共団体の意見に加え、専門家や利用者等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。